

○厚木愛甲環境施設組合財産規則

(令和5年3月30日)
規則第3号)

目次

第1章 総則(第1条～第5条)	2021
第2章 取得(第6条～第10条)	2022
第3章 管理(第11条～第36条)	2023
第1節 通則(第11条～第22条)	2023
第2節 行政財産(第23条～第27条)	2026
第3節 普通財産(第28条～第36条)	2027
第4章 処分(第37条～第40条)	2030
第5章 財産台帳(第41条～第44条)	2031
附則	2032

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、組合財産の取得、管理及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合財産 厚木愛甲環境施設組合の所有する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条第1項に規定する公有財産をいう。
- (2) 取得 買入れ、新営、交換、取用、換地、寄附受入れ、帰属その他の方法による組合財産の増加をいう。
- (3) 管理 組合財産の維持、保存及び運用をいう。
- (4) 処分 売払い、交換、譲与、出資、取壊しその他の方法による組合財産の減少をいう。
- (5) 用途変更 行政財産の目的又は用途を変更することをいう。
- (6) 用途廃止 行政財産を普通財産に分類換えすることをいう。
- (7) 公用使用 普通財産を行政財産に分類換えすることをいう。

(8) 事務局長 厚木愛甲環境施設組合職員の職の設置に関する規則（平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第5号。以下「職規則」という。）第3条第1項に規定する事務局長をいう。

(9) 事務局次長 職規則第3条第1項に規定する事務局次長をいう。

（行政財産に関する所掌事務）

第3条 事務局長が所掌する行政財産の取得に関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 土地の取得
- (2) 建物の新築、増築及び改築
- (3) 前2号以外の行政財産の取得

（普通財産に関する所掌事務）

第4条 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、事務局長が所掌する。

（評価）

第5条 組合財産を取得し、又は処分しようとするときは、あらかじめ当該財産を評価しなければならぬ。ただし、原始取得する場合その他特別な事由のあるときは、この限りでない。

第2章 取得

（取得手続）

第6条 組合財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺い文書に契約書案、寄附受入書案、評価調書その他関係書類及び図面を添えて、決裁を受けなければならない。

- (1) 取得しようとする財産の名称、所在地、種目、構造、数量等
- (2) 相手方の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）
- (3) 取得しようとする理由
- (4) 取得の方法
- (5) 取得金額及び評価額並びにその支払方法
- (6) 寄附を受ける場合は、条件の有無
- (7) 交換の場合は、交換に供する普通財産の所在地、種目、構造、数量等及び交換差金の額
- (8) 取得後の分類及び財産台帳記載事項
- (9) その他必要な事項

（取得前の措置）

第7条 組合財産を取得しようとするときは、あらかじめ当該財産に関して必要な調査を行い、私権の設定その他特殊な義務があるときは、これを所有者又は権利者に消滅させた後でなければ当該財産を取得してはならない。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。

(境界標の設置)

第8条 事務局次長は、土地又は地上権、地役権その他これらに準ずる権利を取得したときは、速やかにその境界線上の屈折部その他必要な箇所に不朽の物質をもって、境界標を設置しなければならない。

2 事務局次長は、その所管する組合財産の境界が明らかでないときは、隣接地の所有者に立会いを求めて、その境界の確定について協議しなければならない。

3 前項の協議が整ったときは、次に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。

- (1) 境界を確定した組合財産及び隣接地の所在、公図、配置図又は平面図
- (2) 隣接地の所有者の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者名）
- (3) 立会期日及び協議の整った期日
- (4) 境界標の位置
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(登記又は登録)

第9条 事務局次長は、登記又は登録を要する組合財産を取得したときは、その手続を速やかにしなければならない。

(代金等の支払)

第10条 登記又は登録を要する組合財産を取得したときは登記又は登録の完了後、その他の組合財産を取得したときはその引渡しを受けた後でなければ代金又は交換差金の全部を支払うことができない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第3章 管理

第1節 通則

(組合財産の維持及び保存)

第11条 事務局次長は、その所管する組合財産について、随時巡回その他の方法により、次に掲げる事項を常に調査し、適正な維持及び保存に努め、異状を発見したときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。

- (1) 組合財産の使用状況
- (2) 電気、ガス、水道、排水施設その他の附帯設備の整備状況
- (3) 土地境界の状況
- (4) 建物、工作物、山林等について火災その他の災害の予防の状況
- (5) 現況と財産台帳及びその関係書類との符合状況
- (6) その他管理上必要と認める事項
（用途変更及び用途廃止）

第12条 事務局長は、用途変更又は用途廃止をしようとするときは、次に掲げる事項を記載して、決裁を受けなければならない。

- (1) 財産台帳記載事項
- (2) 用途変更又は用途廃止をしようとする理由及び時期
- (3) その他必要な事項
（公用使用）

第13条 事務局長は、公用使用をしようとするときは、次に掲げる事項を記載して、決裁を受けなければならない。

- (1) 財産台帳記載事項
- (2) 公用使用をしようとする理由及び時期
- (3) その他必要な事項
（損害の報告）

第14条 事務局長は、天災その他事故により組合財産が滅失し、又はき損したときは、次に掲げる事項を記載して、管理者に直ちに報告しなければならない。

- (1) 財産台帳記載事項
- (2) 滅失又はき損の原因
- (3) 当該組合財産の被害の程度
- (4) 損害見積価格及び復旧に要する見込額
- (5) き損した財産の保全又は応急措置
（使用許可及び貸付けの申請）

第15条 行政財産の目的外使用許可又は組合財産の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、行政財産使用許可申請書又は組合財産貸付申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、組合財産に建物又は工作物を設置するときは、設計図書を添えなければならない。

（継続使用等）

第16条 行政財産の目的外使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）又は組合財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が、使用許可又は貸付けの期間満了後も引き続き組合財産の使用許可又は貸付けを受けようとするときは、期間満了前1月までに行政財産使用許可申請書又は組合財産貸付申請書を管理者に提出しなければならない。

（変更の届出）

第17条 使用者又は借受人は、次に掲げる場合は、速やかに管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 相続、法人の合併等によって使用者又は借受人に変更があったとき。
- (2) 使用者又は借受人若しくは連帯保証人の住所又は氏名の変更があったとき。

（使用者等の遵守事項）

第18条 使用者又は借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切な管理をもって組合財産の維持及び保存をすること。
- (2) 組合財産の使用許可又は貸付けを受けた目的以外の用に供し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (3) 組合財産の使用許可又は貸付けの期間が満了した場合又は使用許可を取り消され、若しくは貸付契約を解除された場合は、使用者又は借受人の負担で組合財産を原状に回復して返還すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が指示した事項

（必要費等の支出）

第19条 使用者又は借受人は、当該組合財産について支出した必要費又は有益費を組合に請求することができないものとする。

（光熱水費等の負担）

第20条 組合財産に附帯する電話、水道、ガス、電気、冷暖房等の設備の使用に必要な経費及び組合財産の維持及び保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者又は借受人の負担とする。ただし、国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体その他管理者が特に必要と認めた者が使用者又は借受人である場合で、その使用目的が組合が行う事務事業に関連が深いと認められるものは、組合の負担とすることができる。

（立入検査）

第21条 管理者は、使用許可又は貸付けをした組合財産について、指定した職員に当該財産に立ち入って検査をさせ、その維持使用に関し、使用者又は借受人に対して適切な指示をさせることができる。

（損害賠償）

第22条 使用者又は借受人がその責めに帰すべき事由により組合財産に損害を生じさせたときは、管理者が定める額を賠償しなければならない。

第2節 行政財産

（目的外使用許可）

第23条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の目的外使用許可をすることができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき。
- (3) 組合の事務事業の一部を組合の指導、監督を受ける団体に代行させ、又は委託した場合において、当該事務事業の用に供するとき。
- (4) 職員その他行政財産を利用する者（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設の設置の用に供するとき。
- (5) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業の用に供するとき。
- (6) 電気、ガス、水道供給事業その他の公益事業の用に供するとき。
- (7) 隣接する土地の所有者又は使用者において、電気、ガス、上下水道等の設備その他の用に供するとき。
- (8) その他管理者が特にやむを得ないと認めるとき。

2 管理者は、第15条の規定による申請に基づき行政財産の目的外使用許可の決定をしたときは、行政財産使用許可書を申請者に交付する。

（使用許可の制限）

第24条 前条第1項各号に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 行政財産の原状を変更して使用する場合に、その変更によって容易に当該財産

を原状に回復することができないと認められるとき。

- (2) 独立した建物及び土地の全部又は大部分を使用するとき。
- (3) 土地を使用する場合に、その使用が建物その他堅固な施設を設置することを目的とするとき。
- (4) 許可条件を履行する能力を有しないと認められるとき。

（使用許可の期間）

第25条 行政財産の目的外使用許可をする期間は、1年以内とする。ただし、次に掲げる場合は、5年を限度として使用許可することができる。

- (1) 厚木愛甲環境施設組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例（令和5年厚木愛甲環境施設組合条例第3号。以下「使用料条例」という。）第3条第1項において準用する厚木市道路占用料条例（昭和50年厚木市条例第23号。以下「道路占用料条例」という。）別表に規定する電柱、看板、配管類その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）を設置するために使用するとき。
- (2) 行政財産の目的外使用許可をする期間を1年以内とすることが著しく実情に沿わないとき。

2 前項の使用許可の期間の終期は、その期間を超えない範囲の会計年度の終期に合わせるものとする。

（使用許可の取消し）

第26条 行政財産の目的外使用許可の期間中であっても、組合においても公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為が認められるときは、直ちに使用許可の取消しをすることができる。

（行政財産の貸付け及び私権の設定）

第27条 次節の規定は、行政財産を法第238条の4第2項の規定により貸し付け、又は私権を設定する場合について準用する。

第3節 普通財産

（貸付けの決定）

第28条 管理者は、第15条の規定による申請に基づき普通財産の貸付けを決定したときは、組合財産貸付決定通知書により申請者に通知する。この場合において、第23条第1項各号に規定する行政財産の目的外使用許可に準ずるもの又は道路占用料条例別表に定めるもので、特に軽易なものは、契約書の作成を省略し、組合財産貸付承認書によることができる。

（用途等の指定）

第29条 管理者は、普通財産を貸し付ける場合において、借受人に対して、特に用途を指定する必要があると認めるときは、一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定することができる。

（貸付期間）

第30条 普通財産の貸付けは、次に掲げる期間を超えることができない。

- (1) 建物の所有を目的とする土地の貸付け 30年
- (2) 電柱等の設置を目的とする土地の貸付け 5年
- (3) 建物の所有を目的としない土地の貸付け 10年
- (4) 建物の貸付け 10年

2 前項の規定にかかわらず、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条、第23条第1項若しくは第24条第1項の規定により土地を貸し付ける場合又は同法第38条の規定により建物を貸し付ける場合の貸付期間は、管理者が定める期間とする。

3 第1項の貸付期間は、更新することができる。この場合において、更新のときから同項の期間を超えることができない。

（貸付料）

第31条 普通財産の貸付料は、年額とし、次に掲げる区分により算出した額とする。

ただし、入札等に付して貸し付けるときは、その落札価格等をもって貸付料とする。

- (1) 電柱等を設置するための土地の貸付料 道路占用料条例別表の規定による額
- (2) 前号以外の目的のための土地の貸付料 使用料条例第2条に規定する基準額（以下「基準額」という。）に100分の4を乗じて得た額。ただし、当該土地の所在する地域の実情により必要があると認めるときは、100分の2から100分の4までの範囲内で別に定めることができる。
- (3) 建物の貸付料 基準額に100分の6を乗じて得た額に、当該建物の貸付部分に相当する土地について前号の規定により算出した額を合算した額。ただし、当該建物の所在する地域の実情により必要があると認めるときは、100分の3から100分の8までの範囲内で別に定めることができる。

2 前項第2号又は第3号に規定する貸付料を算出する場合において、貸付期間が1年に満たないとき又は貸付期間に1年未満の端数があるときは、月割り又は日割りにより貸付料を算出する。

- 3 第1項第2号又は第3号の規定により算出した貸付料の額が、近傍類似の一般賃貸実例等に比較して、著しく高額又は低額と認められる場合は、当該一般賃貸実例等を勘案して貸付料の額を調整することができる。

（貸付料の納付期日）

第32条 普通財産の貸付料は、契約で定めた日又は管理者の定める期日までに納付させなければならない。

- 2 貸付料は、毎年度、当該年度分を一括納付させるものとする。ただし、貸付期間が6月以上にわたるものは、分割して納付させることができる。

（権利金）

第33条 建物の所有を目的とした土地を貸し付けるときは、権利金を徴収しなければならない。ただし、管理者が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する権利金の額は、当該普通財産の基準額に100分の60以内を乗じて得た額とする。

（連帯保証人）

第34条 普通財産を貸し付けるときは、引き続き2年以上組合所管内に住所を有し、かつ、貸付料年額に相当する固定資産又は所得を有する連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てさせなければならない。ただし、借受人が国又は公共団体であるとき、貸付期間が1年に満たないときは、又は管理者が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 管理者は、借受人が保証人を立てることができない場合には、保証金の納付をもって保証人に代えることができる。

（保証金）

第35条 保証金の額は、管理者が別に定める。

- 2 保証金は、貸付契約の締結のときに納付させ、契約終了のときに返還するものとする。ただし、未納の貸付料又は遅延利息があるときは、保証金のうちから差し引くものとする。

- 3 保証金には利息を付さない。

（貸付契約の解除）

第36条 管理者は、普通財産を貸し付けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要

を生じたとき。

- (2) 用途を指定して貸し付けた場合において、借受人が指定期日を経過してもなお、これをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (3) 借受人が納付期限後3月以上経過してもなお、貸付料を納付しないとき。
- (4) その他契約条件又はこの規則の規定に違反したとき。

2 前項第1号の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによって生じた損失につき、その補償を求めることができる。

第4章 処分

（処分手続）

第37条 普通財産を処分しようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺い文書に契約書案、評価調書その他関係書類及び図面を添えて、決裁を受けなければならない。

- (1) 財産台帳記載事項
- (2) 相手方の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者名）
- (3) 処分しようとする理由
- (4) 処分の方法
- (5) 売払金額
- (6) 交換の場合は、交換により取得する財産の分類、所在地、種目、構造、数量等及び交換差金の額
- (7) その他必要な事項

（処分の決定）

第38条 普通財産の処分を受けようとする者は、組合財産処分申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請に基づき普通財産の処分を決定したときは、組合財産処分決定通知書により申請者に通知するものとする。

（所有権の移転）

第39条 普通財産を処分した場合の当該財産の所有権の移転の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 売り払い又は交換した場合（延納の特約をした場合を除く。） 売払代金又は交換差金を完納した時

(2) その他の場合 契約を締結した時

2 所有権の移転があったときは、登記又は登録を速やかに行わなければならない。

(延納の利率及び担保)

第40条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定により、売払代金又は交換差金の延納の特約をするときの利率及び徴収すべき担保は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利率 年7.25パーセント

(2) 担保 厚木愛甲環境施設組合契約規則（平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第12号）第5条に規定する担保

第5章 財産台帳

(財産台帳の作成)

第41条 事務局次長は、組合財産の状況を明らかにするため、財産台帳を備え、整理しなければならない。ただし、道路台帳等法令の規定により作成を義務づけられているものは、この限りでない。

2 財産台帳には、当該台帳に登録された組合財産及び当該財産に附属する工作物及び物品についての必要な図面等を添えておかななければならない。

(財産台帳価格)

第42条 財産台帳に登録する組合財産の価格は、買入れに係るものにあつては買入金額、交換に係るものにあつては交換当時における評価額、取用に係るものにあつては補償金額、その他のものにあつては次に掲げる区分に従つて定めるものとする。

(1) 土地 近傍類似の土地の時価を考慮して算定した価格

(2) 建物及び建物に附属する工作物 建築費又は見積価格

(3) 立木等 見積価格

(4) 法第238条第1項第4号及び第5号に掲げる権利 取得金額

(5) 有価証券 額面金額

(6) 出資による権利 出資金額（現物出資にあつては出資当時の評価額）

2 修繕により組合財産の価格の増加を来す場合は、その修繕に要した費用を財産台帳に登録する。

3 建物等の建築に際して要した敷地造成費は、土地の価格に加算するものとする。

(財産台帳価格の改定)

第43条 財産台帳に登録されている組合財産の価格は、3年ごとにその年の3月末日

現在でこれを評定し、改定しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

(財産台帳等の記載事項の報告)

第44条 事務局次長は、組合財産（道路、公園、排水路等の用に供する土地を除く。）を取得したとき、又は次に掲げる場合は、当該組合財産を取得し、又は管理状況に変更のあった月の末日までに事務局長に報告し、その後、財産台帳を作成し、又は補正整理しなければならない。

- (1) 用途変更及び用途廃止をしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、財産台帳記載事項に変更があったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(厚木愛甲環境施設組合財産規則の廃止)

- 2 厚木愛甲環境施設組合財産規則（平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第10号）は、廃止する。